

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
令和元年度 第1回専門部会（権利擁護部会）次第

日 時 令和元年7月23日（火）
午後1時30分から

会 場 市役所高層棟8階 大会議室

1 開 会

2 内 容

- （1）障がいのある方への虐待の防止について
- （2）障がい者虐待の通報件数及び事案の報告について
- （3）障害者差別解消法に基づく相談内容等の報告について
- （4）その他

3 閉 会

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会

専門部会 権利擁護部会 委員名簿

令和元年 7 月 1 日現在

氏名	任期	選出区分	選出団体等
知 久 た い 子	H30. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	障がい者団体を代表する者	野 田 市 障 が い 者 団体連絡会
藤 井 美 智 子	H30. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	障がい者団体を代表する者	野 田 市 障 が い 者 団体連絡会
丸 野 恵 美	H30. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	障がい者団体を代表する者	野 田 市 障 が い 者 団体連絡会
五 十 嵐 孝 子	H30. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利 の擁護に関連する職務に従事する者	中核地域生活支援 センターのだネット
倉 前 博 幸	H30. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利 の擁護に関連する職務に従事する者	千 葉 司 法 書 士 会 柏支部
金 剛 寺 守	H30. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利 の擁護に関連する職務に従事する者	柏人権擁護委員協 議会野田部会
鈴 木 勝 己	H30. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利 の擁護に関連する職務に従事する者	公共交通機関
中 野 徹 也	H30. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利 の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人 野田 市社会福祉協議会
平 井 賢 吾	H30. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利 の擁護に関連する職務に従事する者	経済団体（野田商 工会議所）
松 崎 吉 洋	H30. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利 の擁護に関連する職務に従事する者	千葉県立野田特別 支援学校
松 本 尚 史	H30. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利 の擁護に関連する職務に従事する者	経済団体（野田市 関宿商工会）
柳 下 信 雄	H30. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利 の擁護に関連する職務に従事する者	松戸公共職業安定 所野田出張所
磯 部 恵 子	H30. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	野田市教育委員会 指導課
川 嶋 文 和	H30. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	野田市商工観光課
鈴 木 和 子	H30. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	野田市人権・男女 共同参画推進課
平 野 裕	R元. 7. 1 から R2. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	野田市人事課

市町村・都道府県における 障害者虐待防止と対応の手引き

平成30年6月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活支援推進室

Ⅱ 養護者による障害者虐待の防止と対応

1 障害者虐待の防止に向けた取組

P 9 「I 2 障害者虐待の防止に向けた基本的視点」で記述したとおり、虐待が発生してから
の対応の前に虐待を未然に防ぐための取組が重要です。以下の点に留意しながら、体制の整備を
図りましょう。

(1) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発

障害者虐待は、障害者に対する重大な権利侵害であり、住民一人ひとりがこの問題に対する
認識を深めることが障害者虐待を防ぐための第一歩となります。

また、虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱い等が前兆となる場合もありますので、
虐待の芽に気が付くことも大切です。

このため、都道府県及び市町村は、障害者虐待防止法の制定を踏まえ、広報・啓発を進める
ことが必要です。

広報・啓発すべき内容としては、障害者虐待防止法の内容のほか、障害者の権利擁護、障害
や障害者に関する正しい理解、障害者虐待に関する適切な知識等です。通報義務や通報窓口の
周知も、虐待防止につながる取組みとなります。

広報・啓発に当たっては、以下の点を盛り込むことも有効と考えられます。

- ・ 障害者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どここの家庭でも起こり得る身近な
問題であること。
- ・ 養護者本人には虐待をしているという認識がない場合もあること。
- ・ 虐待を受けている障害者自身も、虐待だと認識できない、被害を訴えられない等の場合も
あること。

(2) 虐待防止ネットワークの構築

虐待の防止や早期の対応等を図るためには、市町村や都道府県が中心となって、関係機関と
の連携協力体制を構築しておくことが重要です。

具体的には、その役割と関係者の範囲ごとに、以下のネットワークを構築することが考えら
れます。

① 虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク

地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会等からなる地域の
見守りネットワークです。

② サービス事業所等による虐待発生時の対応（介入）ネットワーク

障害福祉サービス事業者や相談支援事業者等虐待が発生した場合に素早く具体的な支援を
行っていくためのネットワークです。

③ 専門機関による介入支援ネットワーク

警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体等専門知識等を要する
場合に援助を求めるためのネットワークです。

これらのネットワークを構築するため、（自立支援）協議会の下に権利擁護部会を設置すると
ともに、必要に応じて当該部会に都道府県労働局や警察署の参加を要請の上、定期的に、地域
における障害者虐待の防止等に関わる関係機関等との情報交換や体制づくりの協議等を行い、
これらを通じて地域の関係機関のネットワークの強化を図っていくことが考えられます。

障害者の虐待防止に関わる仕組みやネットワークの構築に当たっては、高齢者や児童の虐待防止に対する取組、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業、障害者差別解消法に基づく相談窓口及び障害者差別解消支援地域協議会等とも連携しながら、地域の実情に応じて効果的な体制を検討していくことが必要です。

なお、ネットワークの構築に当たっては、地域生活支援事業の障害者虐待防止対策支援事業の活用等も考えられます。

(3) 養護者支援による虐待の防止

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。また、養護者や家族の生活歴、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係等様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

障害者虐待の問題を障害者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家族全体の状況からその家族が抱えている問題を理解し、障害者や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

リスク要因を有する家族を把握した場合には、その要因を分析し、居宅介護や短期入所等の制度の活用等、養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待を未然に防ぐことが可能です。

2 障害者虐待の早期発見に向けた取組

障害者虐待が発生した場合には、問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげていくことが必要です。このための取組は以下のとおりです。

(1) 通報義務の周知

障害者虐待防止法では、障害者の福祉に業務上関係のある団体や職員等は、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第6条）。また、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならないとされています（第7条第1項）。なお、18歳未満の障害者に対する養護者による虐待に関する通報は、障害者虐待防止法ではなく、児童虐待防止法の規定が適用されます。児童虐待防止法に基づく通告先は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所となりますので、養護者による18歳未満の障害者に対する虐待の通報を受けた場合は、具体的な内容を聞き取った上で、適切な機関に確実に引き継ぎます。

市町村においては、地域住民や関係機関に対する障害者虐待の理解や普及啓発と併せて、通報義務の周知を図り、問題の早期発見につなげることが重要です。そのためには、行政の広報誌や啓発ポスター、パンフレット等により広く地域住民への周知を図るとともに、障害者本人や養護者・家族にもこれらの情報が伝わるようにすることが必要です。地域住民や養護者・家族、障害者本人が虐待について理解することや、障害者本人が虐待被害を訴えることができるよう支援することも大切です。

(2) 早期発見に向けて

虐待を早期に発見するためには、障害者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが必要です。障害者が障害福祉サービスを利用している場合には、担当の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所の職員は、障害者の身体面や行動面、心理面での変化、養護者の様子の変化等を専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

また、市町村においては、地域の見守りネットワークや虐待発生時の対応（介入）ネットワークを構築することも必要です（P22「1（2）虐待防止ネットワークの構築」参照）。

なお、虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱い等が前兆となる場合もありますので、このような虐待の芽に気が付くことも大切です。これらを含め、早期発見のため、次頁のチェックリストを確認してください。

障害者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、積極的に相談に乗って問題を把握するとともに、事業所が適切な対応をしない場合には、発見者は一人で問題を抱え込まずに速やかに市町村虐待防止センターに通報することが必要です。

通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させる情報を漏らしてはならないとされており（第8条）、通報者の秘密が守られることについても十分に周知します。

【参考】 障害者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障害者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- ☐ 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- ☐ 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる
- ☐ 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- ☐ 頭、顔、頭皮等に傷がある
- ☐ お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする
- ☐ 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- ☐ 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- ☐ 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- ☐ おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- ☐ 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- ☐ 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- ☐ 肛門や性器からの出血、傷がみられる

- ☐ 性器の痛み、かゆみを訴える
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする
- ☐ 周囲の人の体をさわるようになる
- ☐ 卑猥な言葉を発するようになる
- ☐ ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- ☐ 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- ☐ 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- ☐ かきむしり、かみつきの等、攻撃的な態度がみられる
- ☐ 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
- ☐ 身体を萎縮させる
- ☐ おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等パニック症状を起こす
- ☐ 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- ☐ 自傷行為がみられる
- ☐ 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- ☐ 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放置のサイン>

- ☐ 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- ☐ 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ☐ ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- ☐ 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- ☐ 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- ☐ 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- ☐ 学校や職場に出てこない
- ☐ 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- ☐ 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- ☐ 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- ☐ 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- ☐ サービスの利用料や生活費の支払いができない
- ☐ 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- ☐ 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

【注】セルフネグレクト（自己による放任）について

NPO法人 PandA-J の「障害者虐待防止マニュアル」のチェックリストには「セルフネグレクトのサイン」が挙げられています。セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、市町村の障害者の福祉に関する事務を所管している部局等は、相談支援事業所等の関係機関と連携して対応をする必要があります。

＜セルフネグレクトのサイン＞

- ☐ 単身生活の人が、痩せて食事をしていないようであったり、身体や衣類の清潔が保たれていない
- ☐ 昼間でも雨戸が閉まっている
- ☐ 窓ガラスが割れたまま放置されている
- ☐ 電気、ガス、水道、電話が止められていたり、家賃の支払いが滞っている
- ☐ ゴミが部屋の中や家屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- ☐ 郵便物がたまったまま放置されている
- ☐ 野良猫のたまり場になっている
- ☐ 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と頑なに遠慮したり拒否し、あきらめの態度がみられる

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の防止と対応

1 定義・概略

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等に従事する者による虐待が規定されています（第2条、第15～20条）。

障害者虐待防止法に規定されている「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています（第2条第4項）。

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」（以下、合わせて「障害者福祉施設等」といいます。）に該当する施設・事業についてはP4「I 1(2)イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」を参照してください。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

（1）障害者福祉施設等の設置者等の責務

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者の責務として、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずることが定められています（第15条）。

また、障害者福祉施設等の運営基準では、障害者福祉施設等の運営についての重要事項に関する運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこととされています。

具体的には、

- ア 虐待の防止に関する責任者の選定
 - イ 成年後見制度の利用支援
 - ウ 苦情解決体制の整備
 - エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）
- 等を指すものとされています。

（2）管理者・職員の研修、資質向上

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を防止するためには、何よりもまず障害者の人権の尊重や障害者虐待の問題について、管理者、職員が自ら高い意識を持つことが必要です。また、職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠です。

自治体が実施する、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修は、障害者福祉施

設等の管理者又はサービス管理責任者等を対象として、障害者虐待防止の基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待防止委員会の設置等の具体的な虐待防止の体制づくり、身体拘束や行動制限を廃止するための具体的な取組等、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応を学ぶ機会を提供するものです。

自治体においては、障害者福祉施設等の管理者又はサービス管理責任者の研修受講状況を把握し、受講していない場合は積極的な受講勧奨を行う等、未受講をなくす取組が期待されます。

また、自治体が行う障害者虐待防止研修を受講した職員が、勤務する施設・事業所の職員に対して伝達研修を行うことを推奨することにより、施設・事業所の職員に研修内容を普及することができます。「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に、施設・事業所で障害者虐待防止の伝達研修を行う際に利用できる冊子を掲載していますので、その活用を推奨するとともに、研修受講者に伝達研修の実施時期などを報告させることにより実施状況を把握することで、確実な普及啓発に努めます。

障害者福祉施設等においては、定期的に障害者虐待防止や支援技術向上に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質の向上に努めることが必要です。

虐待を防止するためには、実際に支援に当たる職員だけでなく管理者も含めた事業所全体での取組が重要です。管理者が率先して障害者の人権の保持に向けて行動し、職員とともに、風通しが良く、働きがいのある職場となるよう環境を整えていくことが必要です。

(3) 個別支援の推進

数多くの障害者が障害福祉サービスを利用しているため、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。こうした運営は利用者にとっても職員にとってもストレスの原因となるものであり、特に入所型の事業において、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険が潜んでいます。

入浴、排せつ、更衣等の介助においては、勤務シフトや業務内容の分担の工夫などにより、可能な限り同性介助ができる体制を整え、特に性的虐待の被害に遭いやすい女性障害者に対して配慮する必要があります。

利用している障害者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくることが障害者福祉施設従事者等には求められています。

そのために、それぞれの事業所では個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題等を記載した個別支援計画を作成します。個別支援計画に基づいて事業所職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直します。

利用者一人ひとりに対して、その個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが、虐待という重大な人権侵害事案を防止することにつながります。

（４）開かれた施設運営の推進

障害者支援施設は、入所している障害者の居住の場でもあるため、ともすると閉じられた場になりやすいという側面があります。このため、内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待防止に向けた各種取組が形式的なものになり、虐待事案が発生した場合も発見されにくい土壌ともなり得ます。このため、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。地域の住民やボランティア、実習生等多くの人々が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。また、他施設との職員交流、利用者の個別支援に関する事例検討に外部の専門家からコンサルテーションを受ける機会を設ける等、外部の目や援助が入る機会を増やすことが虐待防止につながります。

さらに、サービス評価（自己評価、第三者評価等）の導入も積極的に検討することが大切です。

（５）実効性のある苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業所等に対してサービスを利用している障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第15条）。

障害福祉サービス事業所等においては、苦情相談窓口を開設する等苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等にも規定されています。サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図る等、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

（６）指導監査等による確認

自治体は、障害者福祉施設等の指導監査において、報告書類のチェックだけでなく施設内巡回の時間をなるべく多く確保し、利用者の様子や職員の対応、同性介助について可能な限り配慮されているか等について観察したり、幹部職員のみならず現場の職員からも聞き取りを行う等、実質的なチェックになるよう心掛けることが求められます。

また、自治体は相談支援専門員が障害者福祉施設等の利用者についてモニタリングを行った際に、気になった点があればすぐに相談支援専門員から情報提供を受けられるよう連携体制を構築しておくことが望ましいと考えられます。

(7) 虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施

通報、苦情等の内容が利用者の生命、身体の安全に関わるものである場合は、事前に通告を行うことなく監査を実施する等、虐待防止に重点を置いた柔軟な対応が必要です。

また、実地指導においても、障害者虐待との関連が疑われる場合などを含め、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、監査と同様、事前に通告を行うことなく実地指導を行うことも検討することが必要です。

厚生労働省では、このような主旨を踏まえて平成 28 年 4 月に「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」及び「指定障害児通所支援等事業者等の指導監査について」を改正し、障害者虐待との関連が疑われる場合を含めた機動的な指導・監査の実施について通知しています。

障発 0408 第 7 号

平成 28 年 4 月 8 日

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について

指定障害福祉サービス事業者等指導指針

5 指導方法等

(2) 実地指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

障発 0408 第 8 号

平成 28 年 4 月 8 日

指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

指定障害児通所支援等事業者等指導指針

5 指導方法等

(2) 実地指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害児虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

IV 使用者による障害者虐待の防止と対応

1 定義・概略

障害者虐待防止法では、使用者による障害者虐待の防止についても規定されています（第2条、第21～28条）。

障害者虐待防止法に規定されている「使用者」とは、障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者及びその事業の労働者に関する事項について事業主のために行う者とする者と定義されています（第2条第5項）。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体は含まれません。

使用者による障害者虐待とは、P5に記載したとおり、使用者が行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放置」及び「経済的虐待」をいいます。使用者が直接に虐待をした場合だけでなく、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」等を放置している場合も「放棄・放置」に当たります。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

2 使用者による障害者虐待の防止

（1）労働関連法規の遵守

使用者は、障害者雇用促進法、労働基準法、男女雇用機会均等法、個別労働紛争解決促進法等の労働関連法規を遵守しなければなりません。障害者虐待防止法施行後の使用者による障害者虐待の状況等の調査によると、使用者による障害者虐待の8割以上を労働基準関係法令に基づく指導等の対象となった事案が占めており、そのほとんどが最低賃金法関係（経済的虐待）となっています。労働関連法規の遵守を徹底し、虐待の防止を進めることが求められます。

（2）労働者への研修の実施

使用者による障害者虐待を防止するためには、職員が障害者の人権や障害者虐待についての理解を深め、障害者への接し方等を学ぶことが必要です。

障害者虐待防止法では、事業主は労働者に対し研修を実施することとされており（第21条）、事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行うことが必要です。

企業等において、障害特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあります。障害のある人への接し方が分からない等の場合には、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等に相談することが重要です。

使用者による障害者虐待防止には、事業主を始めとした事業所全体で取り組むことが重要です（なお、前述のとおり、使用者による虐待には他の労働者による虐待行為の放置も含まれます。）。このため、上司と部下の間や同僚同士で率直に意見の言えるような職場環境の構築が重要となります。

(3) 苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害者を雇用する事業主に対して、雇用される障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第 21 条）。

事業所においては、苦情相談の窓口を開設する等苦情処理のために必要な措置を講ずるとともに、相談窓口の周知を図ることによって苦情処理のための取組を適切に実施していくことが大切です。

(2) 障がい者虐待の通報件数及び事案の報告

●虐待通報受付及び認定件数

年 度	通報件数	うち養護者	うち施設	うち使用者	認定件数
平成 29 年度	13 件	6 件	4 件	3 件	2 件
平成 30 年度	18 件	11 件	7 件	0 件	3 件
令和元年度	5 件	4 件	1 件	0 件	2 件

●虐待認定事案

【障害者支援施設において発生した身体的、心理的虐待】

男性の支援員が、知的障がいを持つ2名の男性利用者を支援中に裸にしたまま、ベットに寝かせ写真を撮影、無料通話アプリLINEを使い、他の支援員に送信、画像を共有する行為を複数回行った。

2名の利用者の援護市が他市であったため、援護市の主導による調査が実施されましたが、野田市も調査に参加。

当事者の証言が二転三転した後、虐待の事実が判明し、該当職員は懲罰委員会により職員を解雇とする懲戒処分を受けた。

なお、施設側が関係者に対し画像流出のないことを確認するとともに、併せて、本件に対する改善計画書を千葉県に提出、その後、施設では職員に対する研修の強化等を実施している。

【障害者支援施設において発生した身体的虐待】

日中一時支援の利用者（被虐待者）が他の利用者の部屋に侵入して荷物を荒らしていたため、施設支援員（虐待者）が、利用者に対し部屋から出るよう促した。これに対し、利用者は強い拒否反応を示し支援員を叩いたため、支援員が咄嗟に利用者の顔を4回叩き、口内に裂傷を負わせた。

支援員は、家族への引き渡し時に、自傷によりケガをしたと虚偽の説明をしたが、家族から施設への相談により発覚。

その後、関係者及び該当支援員に対し市が聴き取り調査を実施し、虐待事実を確認、当該支援員は法人により処分を受け、事業所は、再発防止に関する改善計画が千葉県及び市に対し提出、法人内での研修強化を図っている。

【親族による知的障害者への性的虐待】

本人が利用している居宅介護事業所より、本人から別棟に居住する叔父から数年前より性的虐待を受けているとの話を受け、本人が通所している障害者支援施設に通報、障害者支援施設から市に通報が入った。

事実確認のため、女性職員による聴き取りを実施。明確な虐待の事実確認が困難な状況でした。このため、最終的に被虐待者である叔父に話を聴いたところ、当初は否定していたが、後日、本人に対し謝罪したいとの弁があり虐待の確認に至った。

この間、本人は自宅に帰りたくないとの発言から、支援機関の協力によりGHに入所、現在はグループホームにて自立した生活を送っており、今後市長による成年後見人申し立てを予定している。

(3) 障害者差別解消法に基づく相談内容等の報告

年 度		相談内容
平成 28 年度	相 談	職場にて業務態度を上司より注意された。精神障害を持っているのだから接し方を考えて欲しい。
	対 応	雇用分野での差別は労働局が対応するため千葉労働局を案内。
	相 談	介護保険の認定を受けていない65歳以上の人を対象にした書類の「手すりが必要」という項目について、視覚障がいがあれば、必ず該当する項目なので項目として適当でないと指摘。
	対 応	介護保険担当課より相談者に説明。
平成 29 年度	相 談	特支バス通学について、入学予定の医ケア児の保護者から保護者のバス同乗の希望。
	対 応	運営規則等により学校判断で認めることは困難である旨を説明。
	相 談	利用に際し視覚障がい者であることを理由に迎車場所の指定等をめぐり福祉タクシーの利用を断られた。
	対 応	事業所に差別にあたることを説明、改善をお願いし事業所も理解した。
	相 談	小学校運動会時に支援級生徒が普段利用している洋式トイレを来日用に急遽変更、児童が利用できなくなった。
	対 応	学校に内容を連絡、今回の対応が児童にとっては大きな負担であることを校長会で議題として取り上げ周知。
平成 30 年度	相 談	視覚障がい者が盲導犬を伴い、郵便局の窓口に来所。職員より「番号札を取ってお待ちください」と言われた。
	対 応	相談日が数年前のため、事業所への協議は行っていない。相談者からの聴き取りのみ。
	相 談	視覚障がい者より市の職員採用について県広域指導専門員へ相談が入る。
	対 応	職員採用に関し人事課にて説明。

令和元年度 権利擁護部会開催予定

第1回	7月23日(火)	午後 1 : 3 0	8階大会議室
第2回	11月19日(火)	午後 1 : 3 0	512会議室
第3回	2月 6日(木)	午後 1 : 3 0	511会議室

定期開催の他にも必要により、部会長との協議の上、臨時的に開催。

当部会において協議したい内容や報告したい事案等がございましたら事務局までご連絡をお願いします。